

賦課金単価改定について

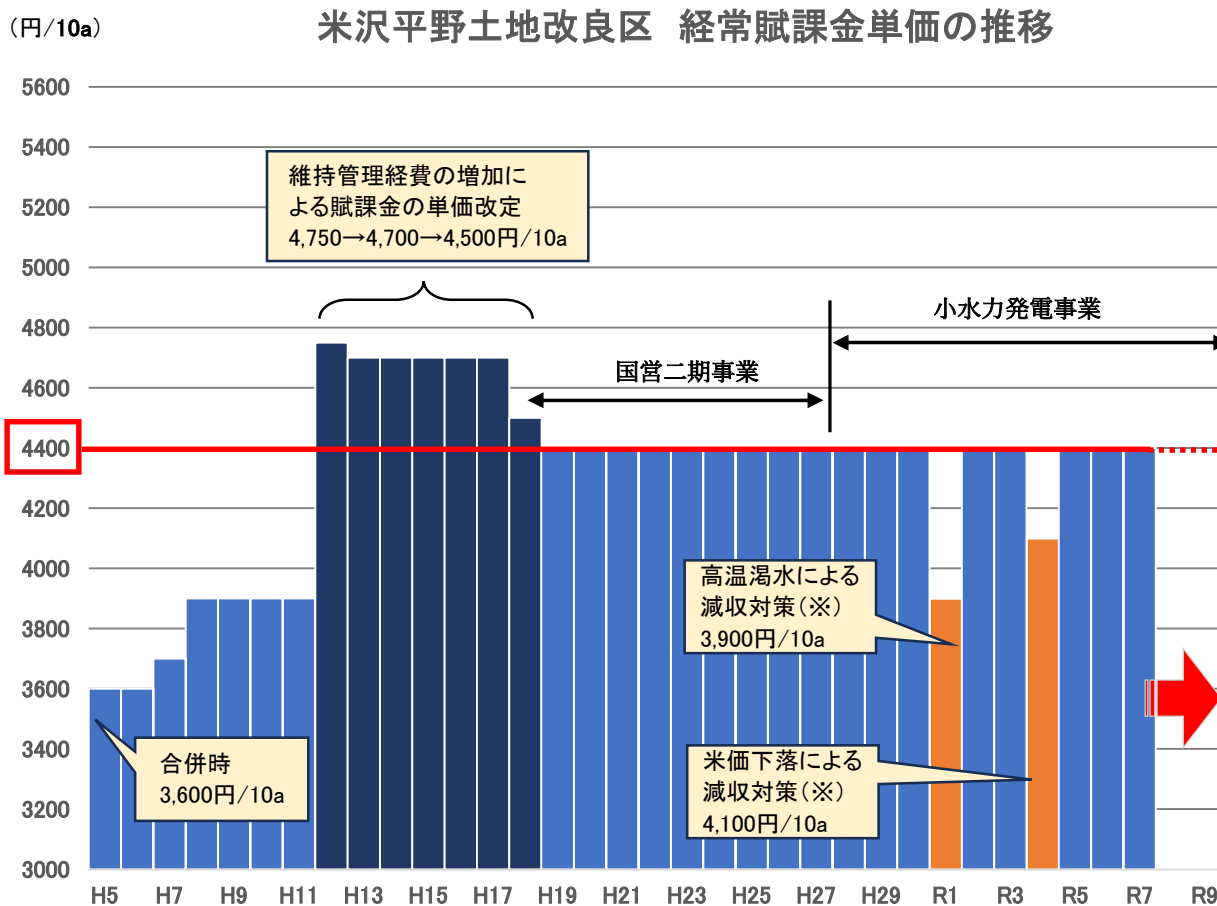
1 米沢平野土地改良区の財政状況

土地改良区の運営費は、組合員の皆様に納めていただいている賦課金で賄われています。当土地改良区の経常賦課金単価は平成19年度から19年間4,400円を維持してきました。

これまで小水力発電事業を利活用し、また、予算の圧縮を図ることで、何とか賦課金単価の上昇を抑えてきました。しかし、近年の電気料金・燃料費・資材・人件費等の高騰及び老朽化した施設の緊急的な補改修の増大が見込みよりも大幅に進行しており、財源が不足しています。このため、必要不可欠な事業の実施及び災害に備えるための積み立てができない状態となっており、経常賦課金単価4,400円を維持することが難しくなってきました。

このような状況を踏まえ、令和7年度に総務委員会・理事会等において慎重に検討した結果、現行の「財政計画」を見直し、令和8年度から令和12年度までの5年間にわたる新たな「財政計画」の策定に至りました。また、それに伴う賦課金単価改定を含んだ令和8年度予算が令和7年度通常総代会で議決されました。

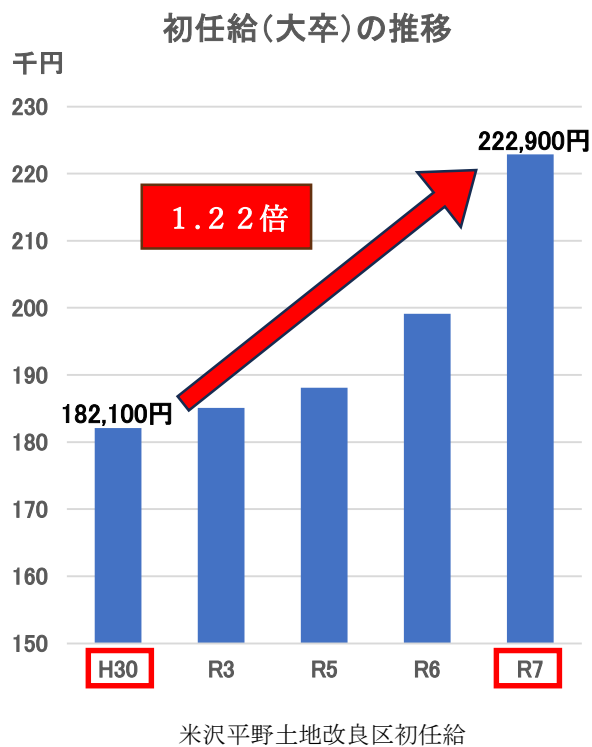
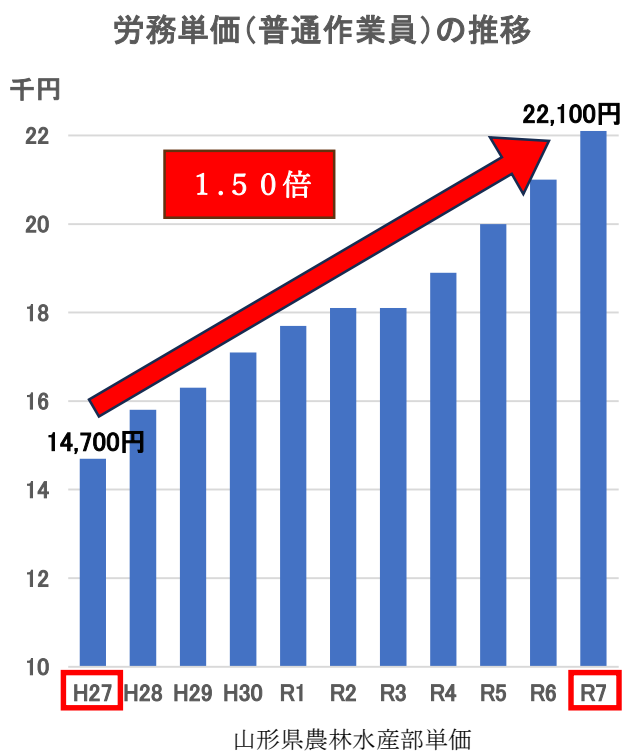
経常賦課金単価の推移（平成5年度～令和7年度）



※R1とR4は、財政調整基金積立を取り崩して減額分を補填

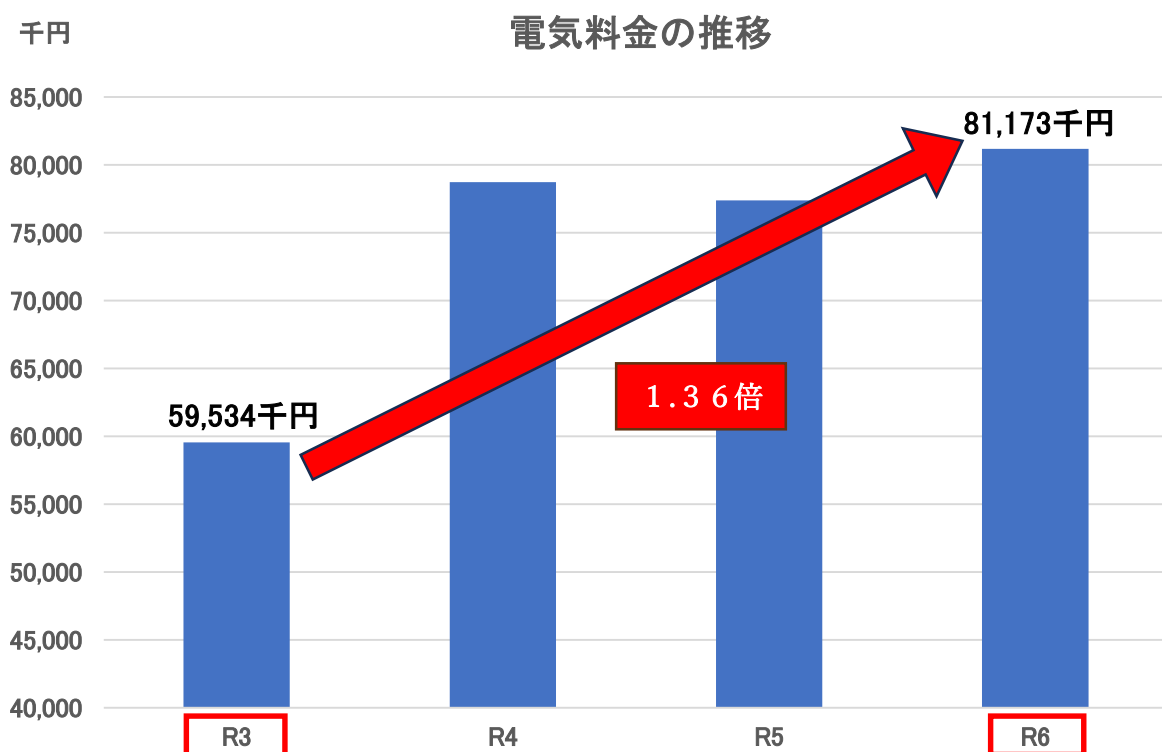
人件費の推移

建設業の労務単価や職員の初任給といった人件費は、少子高齢化による人手不足と物価上昇を背景に、近年全体的に上昇傾向にあります。



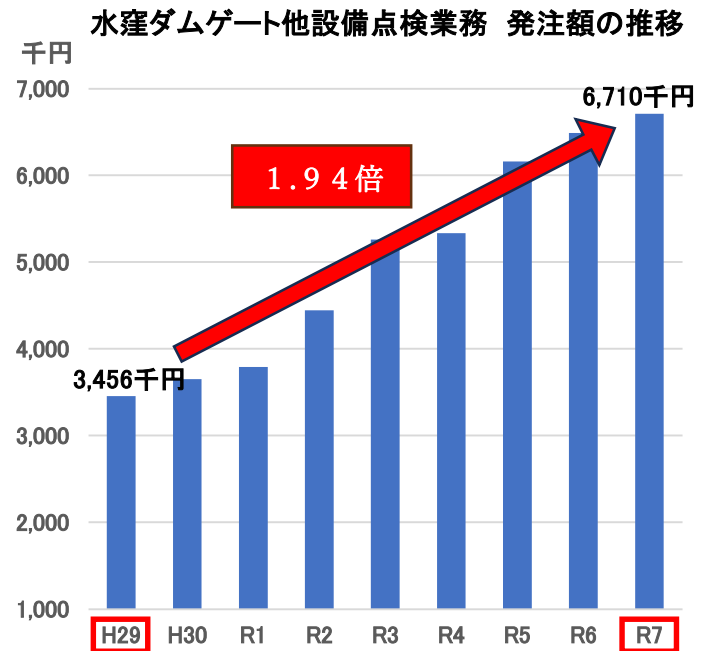
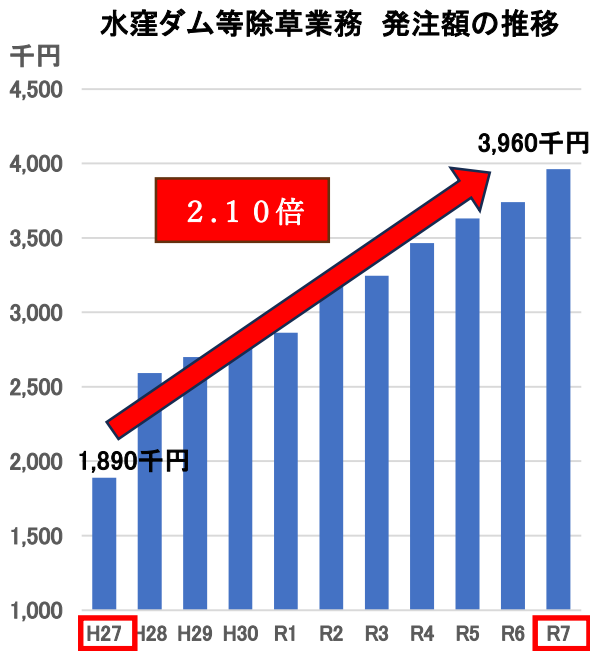
土地改良施設(基幹・幹線・準幹線施設)電気料金の推移

米沢平野土地改良区では、揚水機場をはじめとした多くの施設を管理しており、電気料金の上昇は土地改良区の財政を圧迫しています。



米沢平野改良区が発注する業務等の発注額の推移

米沢平野土地改良区では、施設の維持管理に係る工事や業務（除草や施設点検等）の多くを委託しており、同じ業務でも発注額は右肩上がりの状況となっています。



農業農村整備事業の状況（一例）

下記のとおり多くの事業で事業費の増大及び工期が延長しており、土地改良区の財政に大きな影響を及ぼしています。

単位：千円

事業名	総事業費		工期	
	当初 (総代会議決)	現在 (R7)	当初 (総代会議決)	現在 (R7)
県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）				
① 屋代郷1地区（排水路）	240,000	536,000	H29～R3	H29～R7
② 米沢1地区（用水路）	366,000	702,000	H30～R4	H30～R8
③ 川西東部地区（用水路）	150,000	198,000	R2～R6	R2～R8
④ 湍郷堰地区（用水路、揚水機）	136,000	153,000	R3～R7	R3～R7
県営防災減災事業（ため池整備）				
⑤ 間坂地区	700,000	1,251,000	H29～R3	H29～R8
県営防災減災事業（用排水施設等整備）				
⑥ 大谷地地区	840,000	2,011,000	H30～R4	H30～R12
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業				
⑦ 堀金・六郷地区（八幡清水導水路）	30,000	42,000	R5～R7	R5～R7

2 財政の課題と運営の問題点

(1) 土地改良施設の老朽化

土地改良施設の老朽化が進行し、施設の補改修を実施する必要があるため、計画的に事業に取り組むにあたり十分な財源の確保が重要です。

(2) 気候変動による自然災害の増加

近年ゲリラ豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化しており、土地改良施設への被害も増大しています。被災した場合は早急に復旧工事等を実施する必要があり、十分な積み立てが重要です。

(3) 耐用年数を迎つつある事務所修繕（更新）

昭和57年に建築された事務所庁舎は、平成9年に事務室南側を増築していますが、効率的な業務運営の面でも支障が生じています。鉄骨造建物の物理的耐用年数は一般的に50～60年とされており、建築後44年が経過した現時点で今後の建て替えに向けて具体的に検討する時期に来ています。

(4) 小水力発電事業のフィット価格終了

小水力発電事業のフィット価格（再生可能エネルギーの固定価格買取制度、水窪ダム発電所29円/kWh、竹森発電所34円/kWh）の期間が令和17年度で終了します。

令和18年度以降の売電価格等は、これまでの固定価格より低くなり、大幅な収入減になることが想定されており、フィット価格終了までのこの9年間で財政を立て直し、今から収入減に備える必要があります。

(5) 業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）化推進

ペーパーレス化をはじめ、業務の効率化や複雑化への対応、今後見込まれる人材不足と生産性向上等に向け、DX化を推進するためにも、必要な予算を確保していく必要があります。

また、当土地改良区では大量の個人情報を取り扱っているため、セキュリティ対策も重要です。

(6) 職員の確保及び育成並びに職員の働き方改革

男女とも仕事と育児・介護等を両立のうえ安心して働くことができ、その能力を十分に発揮できるような魅力のある職場にしていくための財源も必要となります。

厳しい財政状況にもかかわらず上記の課題が山積しており、体制強化が急務となっております。

また、令和8年度からは、昭和50年代に施工された県営水路の地上権更新時期を迎え、当面の間、地上権の再設定を行うための経費が発生します。

3 経常賦課金単価

財源不足により必要不可欠な事業を実施できなくなるとは、業務の停滞を招き、組合員サービスの低下など組合員の不利益にもつながります。また、将来の組合員に負担を強いることになりかねないとの理由から、慎重に議論を重ねた結果、土地改良区の運営基盤の強化、安定した組合員サービスの提供、持続可能な土地改良区運営のため、経常賦課金単価を令和8年度より5,700円とし、更なる業務の効率化や経費節減に努めながら財政立て直しを行い体制強化していきます。

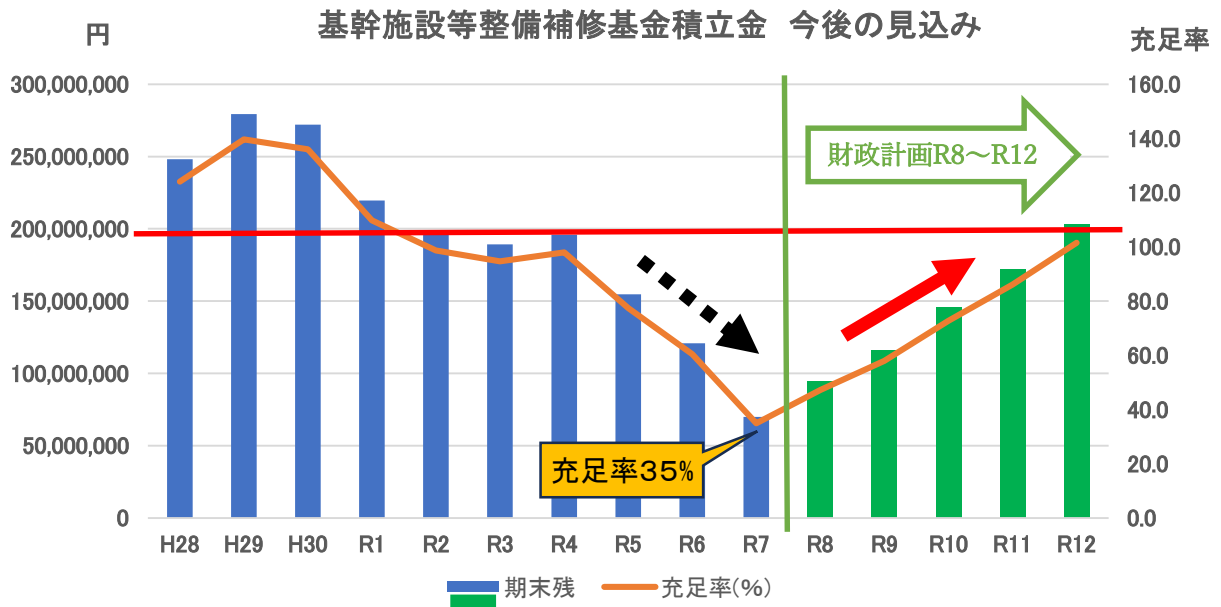
平成19年度から 令和7年度まで	令和8年度以降
4,400円/10a	5,700円/10a (約1.3倍の1,300円増額)

経常賦課金単価1,300円/10a上昇の内訳

- ① 土地改良施設を計画的に補改修するための経費（850円/10a）
土地改良施設の長寿命化や、防災減災のための整備、老朽化した施設の補改修など、組合員の要望に的確に応え、組合員サービスを充実させるための経費です。
- ② 有事の際に財源不足を補うための経費（100円/10a）
近年の気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化しており、災害に強い土地改良区にするために必要な経費です。
- ③ 事務所を更新するための経費（170円/10a）
建て替え時期を迎える事務所を将来建て替えるための経費です。将来の組合員に過重な負担が掛からないようにするために必要な財源です。
- ④ 県営水路の地上権再設定等を実施するための経費（150円/10a）
令和8年度から昭和50年代に施工された県営水路の地上権更新時期が到来します。当土地改良区で地上権の再設定の業務を行う必要があり、土地改良施設を維持するために必ず必要な経費です。
- ⑤ 物価高騰に対応するための経費（80円/10a）
電気料金・燃料費・資材・人件費等の物価高騰に対応するための経費です。
- ⑥ 経費節減効果による減少額（△50円/10a）
研修回数や内容の見直し等による経費節減効果です。なお、現在でも予算の圧縮のため大幅に切り詰めた予算としていますが、なお一層の経費節減に努めてまいります。

基幹施設等整備補修基金積立金（施設を計画的に補改修するための経費）の今後の見込み

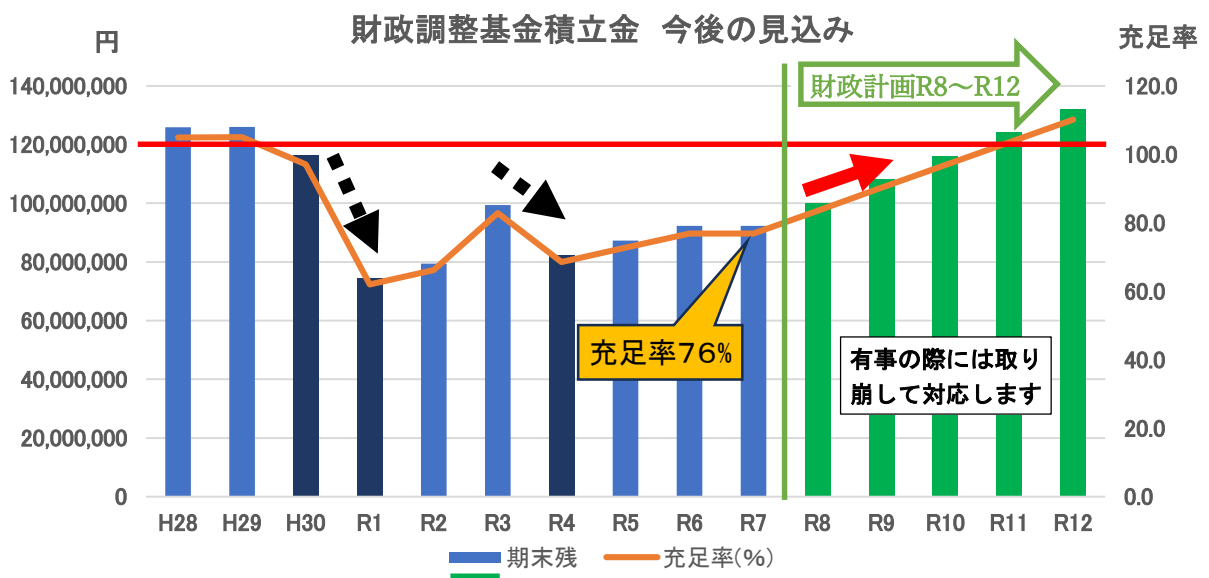
基幹施設等整備補修基金積立は毎年度計画的に積み立てを行い、当該年度に必要な農業農村整備事業に関する負担金分を取り崩し事業費に充てている積み立てです。取崩額に対し積み立てができない財政状況から、目標額200,000千円に対して令和7年度時点で充足率35%となり、新規事業に取り組むことが困難となりつつありましたが、令和12年度には100%に回復する計画です。



財政調整基金積立金（有事の際に財源不足を補うための経費）の今後の見込み

財政調整基金積立は災害により生じた経費を補うため、また、経済事情の変動により財源が著しく不足する場合に不足額を補うといった有事の場合に備えた積み立てです。

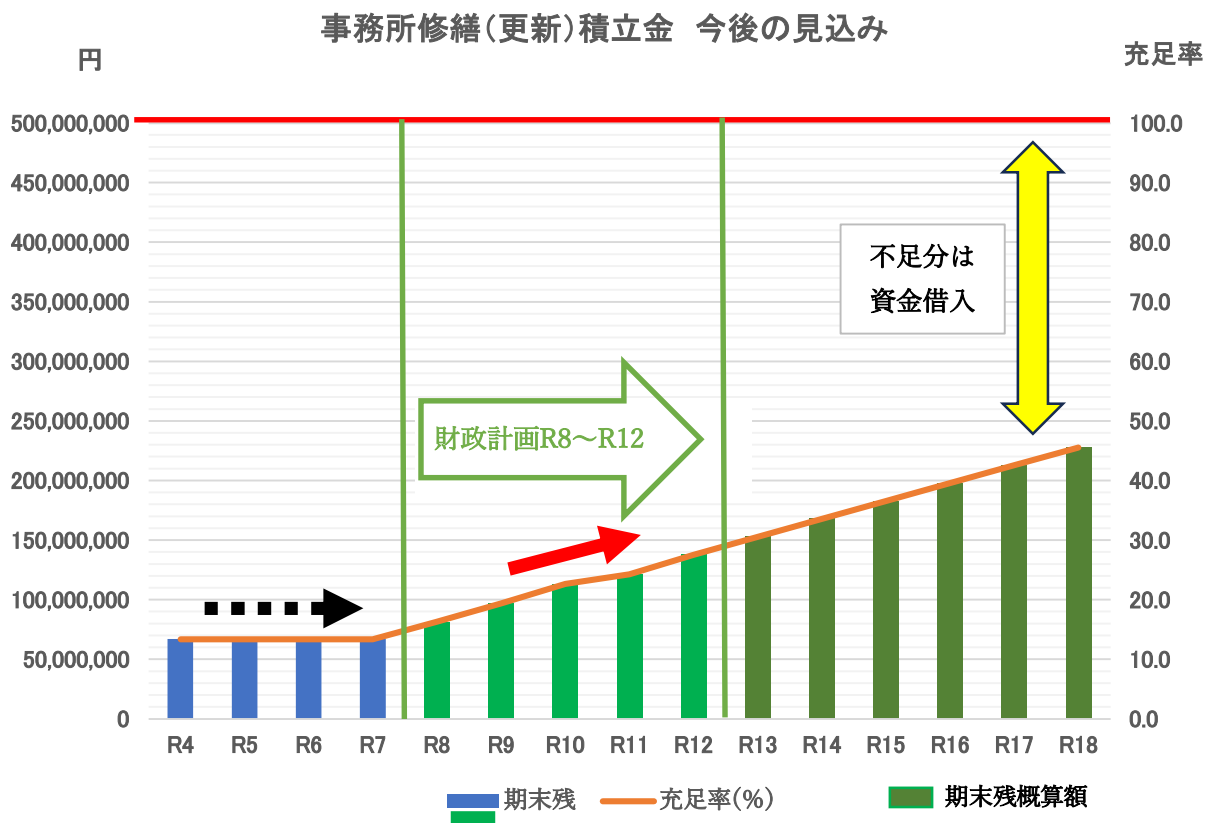
平成30年度から令和元年度と令和4年度には、それぞれ高温渇水と米価下落による減収対策として基金を取り崩しました。このため、目標額120,000千円に対して、近年では財源不足により積み立てが進んでおらず、令和7年度時点で充足率76%と厳しい状況ですが、何事もなければ令和11年度には100%に回復する計画です。



事務所修繕（更新）積立金の今後の見込み

事務所修繕（更新）積立は将来的に事務所を修繕または更新するために積み立てです。財政の課題と運営の問題点でも記載しましたが、当土地改良区の事務所は今後の建て替えに向けて具体的に検討する時期になってきています。

他土地改良区事務所の建設費を参考に、近年の物価高騰を考慮のうえ、事務所建設費を500,000千円に設定しました。計画的に積み立てのうえ、不足分を資金借り入れし、小水力発電事業のフィット価格が終了する令和17年度頃を目途に事務所の建て替えを検討していきます。



老朽化が進む事務所の外壁。これらの修繕については、建て替え時期を考慮し、最低限の修繕を計画しています。

また、現在の事務所は効率的な業務運営の面でも支障が生じています。

4 財政計画の検討経過

- 令和7年 5月15日 第1回総務委員会
当土地改良区の財政の状況・課題及び運営の問題点について検討
財政計画を見直し、経常賦課金単価を来年度より改定することを確認
- 令和7年 7月 4日 第1回四役会
第1回総務委員会の検討内容を報告し、今後の方針について検討
- 令和7年 7月25日 第2回総務委員会
財政計画の基本計画及び経常賦課金単価改定について検討
- 令和7年 9月 5日 第3回総務委員会
財政計画の基本計画及び経常賦課金単価を慎重審議の結果5,700円
とし、基本計画に基づいた財政計画を作成することを決定
- 令和7年10月 8日 第4回総務委員会
基本計画に基づいた財政計画を承認し、役員協議会へ諮ることを決定
- 令和7年10月28日 役員協議会
財政計画を全役員へ説明のうえ協議
- 令和7年11月21日 第5回総務委員会
賦課金単価改定についての周知方法等について協議
- 令和7年12月18日 第5回理事会
財政計画の見直しを議決
- 令和8年 2月26日～3月2日 各地区総代協議会
財政計画を総代へ説明
- 令和8年 3月13日 令和7年度通常総代会
賦課金単価改定を含んだ令和8年度予算を議決

5 財政計画見直しによる今後の取組みの一例

- (1) 組合員数が大幅に減少している点や、なり手不足の状況を鑑み、第10期の改選時期までに総代定数の見直しを検討
- (2) 職員の定年年齢引き上げに伴い、役職定年制（60歳）の導入及び昇給停止を実施
- (3) 隔年実施の総代及び役員研修を4年に1回とし、内容をより充実したものに見直し
- (4) その他研修及び意見交換会の回数・規模の見直し
- (5) 公用車の車両更新計画の変更
- (6) 国営三期事業も視野に入れ、関係2市2町と連携して各機関への要請活動を強化

～組合員サービスの更なる向上と持続可能な土地改良区運営に向けて、賦課金の単価改定にご理解をお願いします～

6 賦課金単価改定等に伴うQ & A

■ 財政計画について

Q 米沢平野土地改良区の財政計画とは何ですか？

A 土地改良区の運営基盤の強化、安定した組合員サービスの提供、持続可能な土地改良区運営を目指すための5年間の基本計画です。具体的には、經常賦課金単価をはじめ、総代・役員定数及び報酬額、職員定員及び給与、積立金、維持管理事業及び農業農村整備事業、研修、車輛更新、事務所庁舎修繕等の基本計画と、それらに基づく財政収支の見通しを推計しています。

■ 經常賦課金について

Q 經常賦課金とは何ですか？

A 土地改良区は一定の地域を定め、その地域に係る「土地改良事業（ダムや頭首工、揚水機場、用排水路等の整備及び維持管理等）」の実施を目的として、県知事の認可により設立された団体です。

經常賦課金は、ダムをはじめとする施設の維持管理や土地改良区の運営に必要な経費であり、土地改良区の一定地域（受益地）に地積（面積）割で賦課されます。

Q もう田んぼを耕作していないし、水を使っていないのに支払うの？

A 耕作の有無にかかわらず、土地改良区の一定地域内にカウントされている農地は、土地改良事業の効果を受けられる状態にあるとされるため、地積（面積）割で賦課金をいただく必要があります。

經常賦課金は、電気料金や水道料金といった使用料とは違い、ダムをはじめ土地改良事業で造成した施設を維持管理し、未来へ引き継ぎ、守っていくためにご負担いただくものです。

Q 經常賦課金単価は上がったまま下がらないのですか？

A 財政計画は今後5年間の基本計画となっており、5年後に再度策定することになります。その際、5年後の経済情勢等を勘案のうえ、經常賦課金単価を決めることになるため、現時点では単価が上がるか下がるかといったことをはっきりとお伝えすることはできません。

Q 經常賦課金を段階的に引き上げることはできなかったのですか？

A 総務委員会や理事会においても様々な議論がなされましたが、当土地改良区の財政状況悪化により段階的に引き上げる余裕がありませんでした。このように財政状況は大変逼迫（ひっぱく）しております。

Q 地区維持管理賦課金も上がるのですか？

A 地区維持管理賦課金は各維持管理組合が独自に賦課金単価を決めております。維持管理組合の財政状況及び運営方針により、今後、維持管理賦課金単価が変わる可能性があります。

Q 物価高騰が続いた場合、更に賦課金は上がりますか？

A 財政計画は今後5年間の基本計画となっており、5年後に再度策定することになります。5年後の経済情勢や財政状況によっては、経常賦課金単価の改定をお願いすることもあり得ますので、その際には再度検討し、案をご提示させていただくことになります。

■ 地区除外について

Q 受益地から外れる場合はどのような手続きが必要なのですか？

A 受益地から外れる手続きとして、地区除外申請と地区除外決済金のお支払いが必要となります。その際、地目の変更や農業振興地域からの除外及び県知事の許可が必要な場合がありますので土地改良区までご相談ください。また、今までに賦課金の未納がある場合は地区除外決済金と併せて清算していただく必要があります。この手続きをすると毎年の賦課金がかからなくなります。

Q なぜ地区除外決済金を支払うのですか？

A 土地改良事業は、借入金と賦課金によって賄われており、その額は事業当初の一定地域内にカウントされた農地（受益面積）で計算しています。受益地が転用等で地区から除外されると、その土地の維持管理費や償還金を残りの土地で負担しなければならず、残った組合員の負担になってしまいます。そこで、残された組合員に不公平な負担をさせないために、土地改良法第43条第2項及び米沢平野土地改良区地区除外等処理規程に基づき、その土地の負担相当分を決済金としてお支払いいただきます。

Q 畑地化すれば地区除外となるのですか？

A 「畑地化促進事業」において、畑地化を希望する農地全てが土地改良区受益地から「地区除外」されるわけではありません。土地改良区では畑地化後の事業利用の有無を検討し「地区除外」又は「引き続き地区内」とするかを判断します。畑地化後、少しでも用排水又は農道利用等の「事業利用」がある場合、畑地化された農地は「引き続き地区内」と判断しますが、水田と比べて用水等の事業利用は減少するため、決済金と同じ趣旨で利用減少分を「畑地化協力金」としてお支払いいただき、以降は3/10地区相当の経常賦課金が賦課されます。

■ その他賦課金について

Q 経常賦課金単価はどの田んぼでも同じですか？

A 経常賦課金は基幹・幹線施設からの用水の掛かり具合または「畑地化促進事業」により畑地に賦課される場合等により利益を勘案し、賦課等差が設けられています。

(例：国営施設からの用水の有無、排水路からポンプで用水等)

令和8年度からの経常賦課金額

10／10地区	経常賦課金	5,700円
8.4／10地区	経常賦課金	4,788円
7／10地区	経常賦課金	3,990円
6／10地区	経常賦課金	3,420円
5／10地区	経常賦課金	2,850円
4.5／10地区	経常賦課金	2,565円
3／10地区	経常賦課金	1,710円 (畑地)
2／10地区	経常賦課金	1,140円

Q 賦課金を支払うことができませんが、どうしたら良いですか？

A どのような理由であれ賦課金を免除することはできません。ただし、組合員の状況により分割納付等ができる場合がありますので、財務課賦課徴収係にご相談ください。

Q 納入期限を過ぎると延滞金が掛かりますか？

A 納入期限を過ぎますと延滞金をいただくこととなります。ただし、例年理事会議決により猶予期間を設けています(令和7年度は納期限から1ヶ月)。猶予期間内は延滞金が掛かりませんが、猶予期間を過ぎますと納期限に遡り延滞金が掛かりますのでご注意ください。

Q 組合員が死亡し、相続人が相続放棄したようですが？

A 相続放棄の状況について家庭裁判所に問い合わせをして確認し、相続放棄をしていない相続人がいる場合は、その人に賦課金を請求することとなります。相続人を見つけることができなかった場合は、法律等に従い処理することとなります。また、耕作者がいる場合は、耕作者に賦課金を支払っていただくこととなります。

Q 農地を貸しており、所有者として組合員になっているが、小作料だけで賦課金を納付することができませんがどうしたら良いですか？

A 土地改良法では原則として耕作者が組合員になることになっています。耕作者と相談していただき、耕作者が組合員になるか、小作料の金額を見直す等の賃貸借契約の変更を検討してはどうでしょうか。

■ 土地改良施設の維持管理について

Q 土地改良施設が壊れているのですが、直してもらえますか？

A 施設の受益面積が100ha以上の場合は米沢平野土地改良区が直接管理、100ha未満の場合は維持管理組合に管理委託しており、管理区分に従って施設の修繕等の維持管理をすることになります。まずは、水利整備課維持管理係または地元の維持管理組合役員にご相談ください。ただし、緊急度の高いものから対応する場合があります、すぐに対応できない場合も考えられますので、その場合はご容赦ください。

Q 水が流れて来ないのに賦課金を支払う必要があるのですか？

A 水利権上は全ての受益地に水を供給することができる計算になっております。水が流れてこない原因は様々なケースが考えられますが、土地改良事業により用排水又は農道利用等の恩恵を受けることのできる農地は全て受益地として扱われます。

なお、水が流れてこない原因により対応が異なりますので、水利整備課維持管理係または地元の維持管理組合役員にご相談ください。

■ 積立金について

Q 米価が下落した場合どうするのですか？

A 令和3年度に米価が下落した際には、令和4年度の経常賦課金を300円/10a下げ、不足した財源を補うため、財政調整基金積立金を取り崩して対応しました。このように有事の際には積立金が重要になります。今後、実際に米価が下落した場合には、早急に理事会で対応を検討してまいります。

Q 事務所庁舎の建て替えは本当に必要なのですか？

A 鉄骨造建物の物理的耐用年数は一般的に50～60年とされており、当土地改良区の事務所庁舎は建築後44年が経過しております。直ぐに建て替えが必要な状況ではありませんが、9年後の令和17年度には建築後53年となり、建て替えの必要に迫られる可能性があります。急に建て替えをするとなった場合、資金が乏しければ、後年度の組合員に過重な負担を強いることになりかねません。いずれ必ず建て替えは必要になりますので、その時に備えて資金の積み立てについてご理解をお願いします。

■ 報酬・給与について

Q 総代及び役員報酬、職員給与は下げないのですか？

A 報酬は平成30年度に策定した財政計画において引き上げをしており、今回は据え置きとしています。組合員の減少により総代及び役員のなり手不足が深刻になってきており、報酬を下げることににより、なり手不足に拍車がかかる恐れがあると考えております。また、総代定数につきましては、次期改選時期（令和10年度）までに見直しを検討していきます。

職員給与につきましては、当土地改良区の規程に基づき支給しております。昨今、労働者不足を背景に各業界で初任給を大幅に引き上げる傾向が強まっていること、職員募集をかけても応募が少ないことなどの状況から、給与面でも魅力のある職場にすることが急務となっています。職員数が減少し、土地改良区の業務運営に支障を来すことがないよう、職員待遇の向上も重要であると考えております。

■ 職員について

Q 米沢平野土地改良区の職員数を教えてください

A 令和8年4月現在の正職員は35名です。他に再雇用職員2名、嘱託職員3名、臨時職員2名となっています。また、季節雇用の臨時職員として4月～11月まで3名雇用しています。

Q 職員数は適正ですか？

A ここ数年、大規模な災害が毎年のように発生しており、職員の業務量の増大及び高度化が著しくなっています。また、近年の働き方改革関連法（時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得等）、育児・介護休業法の改正等労働者の権利を守る法律が次々施行されています。職員数を減らした場合、職員の時間外労働が間違いなく増えることが懸念されます。職員の健康を維持・増進させるためにも、現在の職員数が適正であると考えます。

■ その他

Q 賦課金を値上げする前に、コスト削減が先ではないですか？

A 電気料金・燃料費・資材・人件費等の高騰は近年顕著ですが、平成30年前後から既に上がり始めておりました。それに対応するため当土地改良区の予算は既に大幅に切り詰めた予算となっております。その他にも研修の回数や内容の見直し、職員の役職定年制の導入及び昇給停止、公用車の車両更新計画の見直し等、より一層の経費節減に努めてまいります。

Q 小水力発電事業のフィット価格とは何ですか？

A 再生可能エネルギーの固定買取制度のことであり、再生可能エネルギーを普及させるために、電力会社が比較的高い一定価格で電気を買取することを保証する制度のことです。発電の種類・出力規模(kWh)により買取期間が異なり、小水力発電の場合は20年間と定められています。当土地改良区では平成27年から運用しており、フィット価格での買取りは令和17年度で終了となります。

Q DX化とは何ですか？

A 一般的には、デジタル化を通じて業務や戦略をより高度化し、他社との差別化を図ることです。DX化は主に3段階のステップで構成され、まずは、ペーパーレスなどのデジタル化、次にデジタル化したことによるデータの蓄積、そして最終段階がデータを活用した新たな業務体制や戦略の構築となっています。

Q 地上権とは何ですか？

A 「地上権」とは、建物や工作物、竹木(ちくぼく：樹木や竹)を所有するために、他人の土地を使用する権利のことです。

昭和50年代に県営事業で整備した水路が埋設されている土地に当初設定した地上権の期間が50年であるため、その登記を更新する作業が来年度から10年程度続きます。